

# 情報倶楽部

2024年9月

No. 280

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 1人当たり1万円以下の飲食費に該当しない飲食費

Q. 飲食費のうち1人当たり1万円以下の飲食費の対象にならないものもあるとか。どのようなものですか？

A. もっぱら役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費は対象になりません。

1人当たり1万円以下の飲食費は、もっぱらその法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは除かれることとなっています。

したがって、飲食接待費であっても、これらの者に対するものについては、適用対象になりませんので、これらの者だけを対象とする飲食費、すなわち社内交際費については飲食接待費から除外しなければなりません。

また、この場合において、もっぱらとはどの程度を指すかは、ケースバイケースですが、参加者のうち社外の者が1人だけというような場合で、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められるような場合は、社内飲食費として取り扱われ、この規定の対象にはならないとされるでしょう。

なお、この取扱いは、同一会社内の者だけで行う飲食費をこの規定から除外するということですので、たとえば親子会社の役員間で行う飲食やグループ会社の役員及び社員で行う飲食、100%子会社の役員等との飲食、海外の子会社へ出向した社員などで行う飲食などはすべて適用対象となりますので、飲食交際費から除外する必要はありません。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/settai\\_faq/01.htm#q3](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/settai_faq/01.htm#q3)

## 所得税

### ★ 住宅リフォーム減税の改正

Q. 令和6年の税制改正で、住宅リフォーム減税の改正が行われたとか。どんな内容ですか？

A. 令和6年の税制改正では、住宅リフォーム減税に子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える改正が行われました。

一定の子育て対応改修工事とは、次の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る)等

適用対象者は、次のいずれにも該当する者です。

イ. 次のいずれにも該当する子育て特例対象個人

- ・ 年齢40歳未満で配偶者を有する者
- ・ 年齢40歳以上で年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ・ 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

ロ. その年分の合計所得金額が2,000万円以下である者

令和6年12月31日までにリフォームして、居住の用に供した場合は、その工事費相当額(限度額250万円)の10%が税額控除されます

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024002-079.pdf>

## 消 費 税

### ★ 消費税の軽減税率の適用

Q. 消費税の軽減税率は、どのような取引に適用されますか。ケータリングにも適用ありますか？

A. 消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日以降に行う次の①及び②の品目の譲渡を対象として実施されたもので、標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)より低い軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)が適用される制度です。

① 飲食料品(酒類を除く)

② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

ここでいう「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)をいい、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。したがって例えば、工業用として販売される塩など、人の飲用又は食用以外の用途で販売されるものは該当しません。

また、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもののうち、一定の要件を満たすものも「飲食料品」に含まれます

なお、飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれないこととなっています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/01.pdf>

## ★ 適格請求書発行事業者における課税事業者届出書

- Q. 当社は、適格請求書発行事業者ですが、来期は基準期間の課税売上高が1,000万円を超えます。この場合、課税事業者届出書の提出は必要ですか？
- A. 提出しなくても問題ありません。

「消費税課税事業者届出書」は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となりますので、ご質問のように、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間(登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限る)については、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を行った場合と同様に、「消費税課税事業者届出書」を提出しなくてよいこととされています。

「消費税課税事業者選択届出書」とは、事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間においても、課税事業者となることを選択しようとする場合に提出する届出書です。「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者においても、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「消費税課税事業者届出書」は提出しなくてよいとされています。

## 源泉所得税

### ★ 食事代の補助

- Q. 福利厚生の一環として、社員の昼食代の一部を補助しようと思います。税務上の取扱いはどうになりますか？
- A. 社員に支給する食事は、次の要件のどちらも満たしていれば、給与として課税されることはありません。

- ① 社員が食事の価額の半分以上を負担していること
- ② 次の金額が1か月当たり3,500円(税抜)以下であること  
(食事の価額) - (社員が負担している金額)

この要件を満たしていない場合は、食事の価額から社員の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、3,500円以下かどうかの判定は、消費税等の額を除いた金額で行いますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

食事の価額は、次の額をいいます。

- ① 弁当などを購入して支給している場合は、業者に支払う購入金額
- ② 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合は、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

なお、食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜)以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

[食事を支給したときの非課税限度額の判定\(令和元年10月1日以降\) | 国税庁\(nta.go.jp\)](#)